## 議案第71号

山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について

山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年8月25日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部 を改正する条例

山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成17年山陽小野田市条例第168号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「又は勤務する者」を「勤務し、又は通学する者」に改める。

第5条第2項第2号を次のように改める。

(2) 第3条第1号に規定する資格を有しないこととなったとき。 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第71号参考資料

## 山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(任用) 第3条 消防団長(以下「団長」という。)は消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は団長が、次の資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任用する。 (1) 当該消防団の区域内に居住し、 <u>勤務し、又は通学する者</u> (2)・(3) (略)	ちから、市長の承認を得て任用する。
(分限) 第5条 (略) 2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、 その身分を失う。 (1) (略) (2) 第3条第1号に規定する資格を有しないこととなった とき。	(分限) 第5条 (略) 2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。 (1) (略) (2) 当該消防団の区域外に転住し、又は転勤したとき。ただし、団長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。